

2025年6月20日

会員各位

PGMプロパティーズ株式会社
岡部チサンカントリークラブ
支配人 大塚 幸信

名義変更料及び会則一部変更のお知らせ

謹啓 向暑の候 会員の皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は当クラブへのご支援ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、この度、下記のとおり名義変更料を改定させていただくこととなりました。
これに伴い、またその他会則が一部変更になりますので、本書をもってお知らせいたします。
名義変更料の改定内容、改定実施日、その他会則の一部変更の内容・改定日につきましては以下
に記載しておりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 名義変更料改定

この度、名義変更料を以下の通り改定させていただきます。今後も引き続き安全で快適なプレーをお楽しみいただけるように努力してまいりますので、何卒ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

1) 改定内容

名義変更料／一般の場合（消費税込）

①会員種別：正会員

＜2025年 9月30日受付分迄＞ 440,000円

＜2025年10月1日受付分より＞ 550,000円

②会員種別：平日会員

＜2025年 9月30日受付分迄＞ 165,000円

＜2025年10月1日受付分より＞ 330,000円

※受付とは会則別紙2の名義変更手続要項に定める必要書類を不備・不足がない状態でご提出頂き、当クラブが受け付けたことを指します。なお、必要書類に不備・不足がある場合には、受付できません。

※今回の改定は一般の場合のみとなります。

2) 改定実施日

名義変更料の改定実施日：2025年10月1日

2. 会則一部変更の件

1) 名義変更料改定に伴う会則一部変更

名義変更料の改定に伴い、会則別紙2「名義変更手続要項」を上述1.の改定内容のとおり、一部変更させていただきます。

2) 住所変更手続、また休会手続の必要書類改定及び各改定に伴う会則一部変更

会則第6条第4項のとおり、会員様において住所、氏名等に変更があった場合には遅滞なく弊社に届出し、所定のお手続が必要となります。現在、個人会員及び法人会員の登録者のご自宅住所変更時における届出の際、また会則第11条のとおり、個人会員が遠隔地への転勤・転居を理由に休会を申請する際、現住所（転居先）を証する書面（必要書類）として、運転免許証、健康保険証のいずれかの写し、または住所変更には印鑑証明書をご提出いただいております。これらの書面に加え、2012年4月1日以降に交付された運転経歴証明書の写しを、現住所（転居先）を証する書面としてご利用いただけるようにいたします。

これに伴い、会則別紙7-①「住所・所在地変更手続要項」の個人会員と法人会員の登録者の自宅住所変更及び会則別紙8「休会手続要項」の各必要書類に2012年4月1日以降に交付された運転経歴証明書を追記いたします。

3) 会則本文の第24条第1項及び第2項の変更

委員会にかかる条文を次の通り変更させていただきます。第3項及び第4項に変更はございません。

《変更前》

第24条（委員会）

1. 理事会は、クラブに次の委員会をおく。

- (1) コース委員会
- (2) 競技委員会
- (3) ハンディキャップ委員会
- (4) ハウス委員会
- (5) プロ・キャディ委員会
- (6) エチケット・フェローシップ委員会

2. 委員会の委員長、副委員長及び委員は、理事及び会員の中から理事会が選任し、理事長が委嘱する。

《変更後》

第24条（委員会）

1. 理事会は、必要に応じてクラブに各種分科委員会をおくことができる。

2. 前項に基づき設置された委員会の委員長、副委員長及び委員は、理事及び会員の中から理事会が選任し、理事長が委嘱する。

4) 改定実施日

上記1) 及び2) は2025年10月1日の手続受付分から、また、上記3) は2025年10月1日より適用となります。

3. 会則一部変更の新旧対照表及び周知

上記2. の2) 及び3) の会則一部変更につきましては、住所変更手続の際に変更を証するもの、休会手続の際にその理由を証するものとして提示できる書面の追加であり、また委員会の統廃合等による名称変更に対応するためのものであり、会員の皆様の不利益に変更するものではありません。名義変更料改定に伴う、またその他の会則一部変更の変更箇所の詳細につきましては、以下の書面を同封いたしますとともに、ゴルフ場内の掲示板に掲示及びホームページ上に開示致しますので、内容をご確認いただけますようお願い申し上げます。

- 1) 名義変更料改定にかかる「会則別紙2 新旧対照表」
- 2) 住所変更手続の必要書類変更にかかる「会則別紙7ー① 新旧対照表」
- 3) 休会手続の必要書類変更にかかる「会則別紙8 新旧対照表」
- 4) 会則第24条第1項及び第2項変更にかかる対象条文の「改定案 新旧対照表」
- 5) 2025年10月1日改定会則

以上

本件に関するお問い合わせ先
〒369-0216
埼玉県深谷市山崎600
岡部チサンカントリークラブ 会員課
電話：048-585-2411

※今回のお知らせは、2025年6月1日時点で弊社に会員登録されている皆様にご案内させていただいております。お知らせ受領時に退会等されている場合はご容赦下さい。

現行

第24条（委員会）

1. 理事会は、クラブに次の委員会をおく。
 - (1) コース委員会
 - (2) 競技委員会
 - (3) ハンディキャップ委員会
 - (4) ハウス委員会
 - (5) プロ・キャディ委員会
 - (6) エチケット・フェローシップ委員会
2. 委員会の委員長、副委員長および委員は、理事および会員の中から理事会が選任し、理事長が委嘱する。
3. 委員長、副委員長および委員の任期は、その就任の日から理事の任期の終期と同一とする。但し、再任を妨げない。
4. 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、委員会の議長となる。



※2025年10月1日改定後

第24条（委員会）

1. 理事会は、必要に応じて倶楽部に各種分科委員会をおくことができる。
2. 前項に基づき設置された委員会の委員長、副委員長および委員は、理事および会員の中から理事会が選任し、理事長が委嘱する。
3. 委員長、副委員長および委員の任期は、その就任の日から理事の任期の終期と同一とする。但し、再任を妨げない。
4. 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、委員会の議長となる。

会則別紙2 新旧対照表

現 行

会則 別紙2

岡部チサカントリークラブ 名義変更手続要項

手 続	1. 必要書類の提出 2. 資格審査 3. 審査結果通知 4. 名義変更料の振込	譲受人および譲渡人の書類(下記の必要書類①、②)をまとめてご提出ください 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います 譲受人宛に郵送します(承認の場合、変更料請求書を同封) 入金確認後、会員資格が付与されます ※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払いは銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等での支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。															
条 件	1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること 2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと 3. 正会員1名の推薦があること 4. 譲渡人および推薦人に年会費未払い等の問題がないこと 5. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること																
必要書類	① 譲受人(入会)必要書類 ① 入会申込書(法人用または個人用) 申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要 ② 委任状(譲受人用) ③ 名義変更申請書 譲渡人と連記 ④ 印鑑証明書 法人の場合は法人のもののみ ⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け) タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの ⑥ 法人の履歴事項全部証明書 法人の場合のみ必要 ⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書 名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要 ⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印 ② 譲渡人(退会)必要書類 ① 名義変更申請書 譲渡人と連記 ② 委任状(譲渡人用) ③ 会員権の証書 ④ 印鑑証明書 法人の場合は法人のもののみ ⑤ 法人の履歴事項全部証明書 法人の場合のみ必要 * 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。 * 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。 * 相続の場合は、別紙「相続における同意書」、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図(法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類)が必要です。 * 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。 * 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。																
名義変更料 (消費税込)	<table><tr><td></td><td>正会員</td><td>平日会員</td></tr><tr><td>一般</td><td>440,000 円</td><td>165,000 円</td></tr><tr><td>相続または3親等内親族間の場合</td><td>55,000 円</td><td>33,000 円</td></tr><tr><td>登録者同一の場合(個々法、別法人間)</td><td>11,000 円</td><td>11,000 円</td></tr><tr><td>法人と当該法人代表者個人間の場合</td><td>11,000 円</td><td>11,000 円</td></tr></table>			正会員	平日会員	一般	440,000 円	165,000 円	相続または3親等内親族間の場合	55,000 円	33,000 円	登録者同一の場合(個々法、別法人間)	11,000 円	11,000 円	法人と当該法人代表者個人間の場合	11,000 円	11,000 円
	正会員	平日会員															
一般	440,000 円	165,000 円															
相続または3親等内親族間の場合	55,000 円	33,000 円															
登録者同一の場合(個々法、別法人間)	11,000 円	11,000 円															
法人と当該法人代表者個人間の場合	11,000 円	11,000 円															
年会費 (消費税込)	1. 期 間 1月1日～12月31日 ※前払い制(継承可) 2. 金 額 <table><tr><td>正会員</td><td>平日会員</td></tr><tr><td>39,600 円</td><td>19,800 円</td></tr></table>		正会員	平日会員	39,600 円	19,800 円											
正会員	平日会員																
39,600 円	19,800 円																
書類送付先 連絡先	書類送付先 岡部チサカントリークラブ 会員課 〒369-0216 埼玉県深谷市山崎600 連絡先 電話 048-585-2411 FAX 048-585-5245																

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

※2025年10月1日改定後

会則 別紙2

岡部チサカントリークラブ 名義変更手続要項

手 続	1. 必要書類の提出 2. 資格審査 3. 審査結果通知 4. 名義変更料の振込	譲受人および譲渡人の書類(下記の必要書類①、②)をまとめてご提出ください 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います 譲受人宛に郵送します(承認の場合、変更料請求書を同封) 入金確認後、会員資格が付与されます ※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払いは銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等での支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。															
条 件	1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること 2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと 3. 正会員1名の推薦があること 4. 譲渡人および推薦人に年会費未払い等の問題がないこと 5. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること																
必要書類	① 譲受人(入会)必要書類 ① 入会申込書(法人用または個人用) 申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要 ② 委任状(譲受人用) ③ 名義変更申請書 譲渡人と連記 ④ 印鑑証明書 法人の場合は法人のもののみ ⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け) タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの ⑥ 法人の履歴事項全部証明書 法人の場合のみ必要 ⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書 名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要 ⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印 ② 譲渡人(退会)必要書類 ① 名義変更申請書 譲渡人と連記 ② 委任状(譲渡人用) ③ 会員権の証書 ④ 印鑑証明書 法人の場合は法人のもののみ ⑤ 法人の履歴事項全部証明書 法人の場合のみ必要 * 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。 * 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。 * 相続の場合は、別紙「相続における同意書」、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図(法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類)が必要です。 * 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。 * 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。																
名義変更料 (消費税込)	<table><tr><td></td><td>正会員</td><td>平日会員</td></tr><tr><td>一般</td><td>550,000 円</td><td>330,000 円</td></tr><tr><td>相続または3親等内親族間の場合</td><td>55,000 円</td><td>33,000 円</td></tr><tr><td>登録者同一の場合(個々法、別法人間)</td><td>11,000 円</td><td>11,000 円</td></tr><tr><td>法人と当該法人代表者個人間の場合</td><td>11,000 円</td><td>11,000 円</td></tr></table>			正会員	平日会員	一般	550,000 円	330,000 円	相続または3親等内親族間の場合	55,000 円	33,000 円	登録者同一の場合(個々法、別法人間)	11,000 円	11,000 円	法人と当該法人代表者個人間の場合	11,000 円	11,000 円
	正会員	平日会員															
一般	550,000 円	330,000 円															
相続または3親等内親族間の場合	55,000 円	33,000 円															
登録者同一の場合(個々法、別法人間)	11,000 円	11,000 円															
法人と当該法人代表者個人間の場合	11,000 円	11,000 円															
年会費 (消費税込)	1. 期 間 1月1日～12月31日 ※前払い制(継承可) 2. 金 額 <table><tr><td>正会員</td><td>平日会員</td></tr><tr><td>39,600 円</td><td>19,800 円</td></tr></table>		正会員	平日会員	39,600 円	19,800 円											
正会員	平日会員																
39,600 円	19,800 円																
書類送付先 連絡先	書類送付先 岡部チサカントリークラブ 会員課 〒369-0216 埼玉県深谷市山崎600 連絡先 電話 048-585-2411 FAX 048-585-5245																

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

会則別紙7-① 新旧対照表

現 行

会則 別紙7-①

岡部チサンカントリークラブ 住所・所在地変更手続要項

手 続	■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。				
必要書類	個人会員の場合 ① 住所・所在地変更届 ② 自宅住所を変更した場合は、現住所を証する次の身分証等 ・運転免許証、健康保険証のいずれかの写し、または印鑑証明書 法人会員の場合 ① 住所・所在地変更届 ② 本店所在地を変更した場合は、その履歴が記載されている履歴事項全部証明書、または一部証明書 ③ 登録者が自宅住所を変更した場合は、現住所を証する次の身分証等 ・運転免許証、健康保険証のいずれかの写し、または登録者の印鑑証明書				
	※ 勤務先・通信先（郵送先）の変更は添付書類不要。住所・所在地変更届のみご提出ください。 ※ 運転免許証、健康保険証の写しは住所、氏名、生年月日が確認できる箇所をご提出ください。				
書類送付先 連絡先	<table> <tr> <th>書類送付先</th><th>連絡先</th></tr> <tr> <td>岡部チサンカントリークラブ 会員課 〒369-0216 埼玉県深谷市山崎600</td><td>電話 048-585-2411 FAX 048-585-5245</td></tr> </table>	書類送付先	連絡先	岡部チサンカントリークラブ 会員課 〒369-0216 埼玉県深谷市山崎600	電話 048-585-2411 FAX 048-585-5245
書類送付先	連絡先				
岡部チサンカントリークラブ 会員課 〒369-0216 埼玉県深谷市山崎600	電話 048-585-2411 FAX 048-585-5245				



※2025年10月1日改定後

会則 別紙7-①

岡部チサンカントリークラブ 住所・所在地変更手続要項

手 続	■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。				
必要書類	個人会員の場合 ① 住所・所在地変更届 ② 自宅住所を変更した場合は、現住所を証する次の身分証等 ・運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証のいずれかの写し、または印鑑証明書 法人会員の場合 ① 住所・所在地変更届 ② 本店所在地を変更した場合は、その履歴が記載されている履歴事項全部証明書、または一部証明書 ③ 登録者が自宅住所を変更した場合は、現住所を証する次の身分証等 ・運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証のいずれかの写し、または登録者の印鑑証明書				
	※ 勤務先・通信先（郵送先）の変更は添付書類不要。住所・所在地変更届のみご提出ください。 ※ 運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証の写しは住所、氏名、生年月日が確認できる箇所をご提出ください。 ※ 運転経歴証明書は、2012年4月1日以降交付のものに限ります。				
書類送付先 連絡先	<table> <tr> <th>書類送付先</th><th>連絡先</th></tr> <tr> <td>岡部チサンカントリークラブ 会員課 〒369-0216 埼玉県深谷市山崎600</td><td>電話 048-585-2411 FAX 048-585-5245</td></tr> </table>	書類送付先	連絡先	岡部チサンカントリークラブ 会員課 〒369-0216 埼玉県深谷市山崎600	電話 048-585-2411 FAX 048-585-5245
書類送付先	連絡先				
岡部チサンカントリークラブ 会員課 〒369-0216 埼玉県深谷市山崎600	電話 048-585-2411 FAX 048-585-5245				

会則別紙8 新旧対照表

現 行

会 則 別 紙 8

岡部チサンカントリークラブ 休会手続要項

手 続	■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。 ※ 法人会員および年会費の未払いがある個人会員は、申請を受理できません。 ※ 休会の期間は翌年12月末日までとなります。更新をご希望の場合は、当該期間満了前に改めてご申請ください。 ※ 年会費は申請の翌年分に限り免除となります。 ※ 休会中は会員としてのご利用はできません。申請事由が解消した場合は、速やかに休会解除届をご提出ください。 ※ 病気等の長期療養による休会中にゴルフプレーのご利用があった場合は、申請事由が解消されたものとみなし、休会解除とさせていただきます。 ※ 休会が解除された場合、解除の翌月から12月までの月割り年会費をご請求させていただきます。						
必要書類	① 休会申請書 ② 下記の申請事由を証する書面(初回のみ必要)						
	<table><tr><th>申請事由</th><th>添付書面(いずれか1通)</th></tr><tr><td>病気等の長期療養(内容による)</td><td>1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等</td></tr><tr><td>遠隔地への転勤・転居 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県以外)</td><td>運転免許証の写し、健康保険証の写し、転勤証明書、在職証明書、辞令の写し等</td></tr></table> ※ 今回新たに休会を申請する場合は、事由を証する書面を添付してください。 ※ 現在休会中の会員が前年申請時と同じ事由で休会を更新する場合は、事由を証する書面の添付は不要です。休会申請書のみご提出ください。 ※ 運転免許証、健康保険証の写しは住所、氏名、生年月日が確認できる箇所をご提出ください。		申請事由	添付書面(いずれか1通)	病気等の長期療養(内容による)	1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等	遠隔地への転勤・転居 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県以外)
申請事由	添付書面(いずれか1通)						
病気等の長期療養(内容による)	1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる医師の診断書等						
遠隔地への転勤・転居 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県以外)	運転免許証の写し、健康保険証の写し、転勤証明書、在職証明書、辞令の写し等						
書類送付先 連絡先	書類送付先 岡部チサンカントリークラブ 会員課 〒369-0216 埼玉県深谷市山崎600	連絡先 電話 048-585-2411 FAX 048-585-5245					



※2025年10月1日改定後

会 則 別 紙 8

岡部チサンカントリークラブ 休会手続要項

手 続	■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。 ※ 法人会員および年会費の未払いがある個人会員は、申請を受理できません。 ※ 休会の期間は翌年12月末日までとなります。更新をご希望の場合は、当該期間満了前に改めてご申請ください。 ※ 年会費は申請の翌年分に限り免除となります。 ※ 休会中は会員としてのご利用はできません。申請事由が解消した場合は、速やかに休会解除届をご提出ください。 ※ 病気等の長期療養による休会中にゴルフプレーのご利用があった場合は、申請事由が解消されたものとみなし、休会解除とさせていただきます。 ※ 休会が解除された場合、解除の翌月から12月までの月割り年会費をご請求させていただきます。						
必要書類	① 休会申請書 ② 下記の申請事由を証する書面(初回のみ必要)						
	<table><tr><th>申請事由</th><th>添付書面(いずれか1通)</th></tr><tr><td>病気等の長期療養(内容による)</td><td>1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる 医師の診断書等</td></tr><tr><td>遠隔地への転勤・転居 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県以外)</td><td>運転免許証の写し、運転経歴証明書の写し、健康保険証の写し、 転勤証明書、在職証明書、辞令の写し等</td></tr></table> ※ 今回新たに休会を申請する場合は、事由を証する書面を添付してください。 ※ 現在休会中の会員が前年申請時と同じ事由で休会を更新する場合は、事由を証する書面の添付は不要です。 休会申請書のみご提出ください。 ※ 運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証の写しは住所、氏名、生年月日が確認できる箇所をご提出ください。 ※ 運転経歴証明書は、2012年4月1日以降交付のものに限りです。		申請事由	添付書面(いずれか1通)	病気等の長期療養(内容による)	1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる 医師の診断書等	遠隔地への転勤・転居 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県以外)
申請事由	添付書面(いずれか1通)						
病気等の長期療養(内容による)	1年以上ゴルフのプレーが不可能であると判断できる 医師の診断書等						
遠隔地への転勤・転居 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県以外)	運転免許証の写し、 運転経歴証明書 の写し、健康保険証の写し、 転勤証明書、在職証明書、辞令の写し等						
書類送付先 連絡先	書類送付先 岡部チサンカントリークラブ 会員課 〒369-0216 埼玉県深谷市山崎600	連絡先 電話 048-585-2411 FAX 048-585-5245					